

高 第 1 1 0 2 号  
住 第 7 1 3 号  
平成 3 0 年 9 月 2 7 日

各有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅  
運営事業者 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長  
千葉県県土整備部都市整備局住宅課長  
(公印省略)

#### 高齢者向け住宅における入居者の安全の確保について（通知）

先般、東京都町田市の高齢者向け住宅において、入居者が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。

現時点において、詳細は未だ不明ではありますが、高齢者向け住宅の運営事業者の皆さまにおかれましては、下記により入居者の安全の確保に努めるよう、お願いいたします。

#### 記

##### 1. 入居者の安全の確保

- (1) 日中及び夜間における住宅の管理・防犯体制を適切に構築すること。
- (2) 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の確保に努め、有事の際の迅速な通報体制を構築すること。
- (3) 地域に開かれた住宅運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入居者の家族や地域住民などとの連携体制の強化に努めること。
- (4) 職員の目が届きにくく、死角となりやすい場所はないか確認し、必要に応じて、防犯カメラの設置及び進入防止の措置等を講ずること。

## 2. 事故・事件発生時の対応

- (1) 事故・事件が発生した場合には、救助や安全確保を最優先とし、迅速に対応すること。(119番通報、応急手当等)
- (2) 警察、入居者の家族、千葉県、市町村等の関係機関に速やかに連絡・報告すること。

(お問い合わせ)

◇ 有料老人ホーム

千葉県健康福祉部高齢者福祉課 法人支援班

**TEL : 043 (223) 2593**

◇ サービス付き高齢者向け住宅

千葉県県土整備部都市整備局住宅課 住宅支援班

**TEL : 043 (223) 3231**